

スマートなけんせつのチカラで未来を切り拓く

— 建設業の長期ビジョン 2.0 —



目次

はじめに

| | |
|---------------------------------|----|
| 会長挨拶 | P2 |
| 1. 今、なぜ、新たな長期ビジョンを策定するのか? | P3 |
| 2. 本ビジョンの構成 | P3 |

第Ⅰ部 2050年に向けて建設業はさらに進化する

| | |
|------------------------|-----|
| 第1章 2050年の時代の概観 | P5 |
| 第2章 2050年の建設業の役割 | P8 |
| 第3章 2050年の建設業の姿 | P11 |
| 第4章 未来予想図 | P13 |

第Ⅱ部 2035年に向けて建設業は突き抜ける

| | |
|---|-----|
| 第1章 2035年における建設市場及び担い手の見通し | P20 |
| 第2章 けんせつのチカラの強化 ～技術のチカラで「生産性向上」と「新たな社会的課題の解決」を実現～ | P27 |
| 第3章 選ばれる産業への変革 ～新4Kの実現～ | P30 |
| 第4章 すべてのサプライチェーンにおけるWin-Win関係の構築 ～「共利」の実現～ | P39 |

第Ⅲ部 常に推進すべきこと

| | |
|-----------------------|-----|
| 第1章 コンプライアンスの徹底 | P44 |
| 第2章 安全対策の徹底 | P45 |
| 第3章 建設業の魅力の発信 | P47 |

| | |
|-------------------|-----|
| 長期ビジョン作成者名簿 | P48 |
|-------------------|-----|

はじめに

建設業は、いつの時代にあっても、その時代の文明を支え、文化をつくってきました。それは今後も変わることはありません。

我が国は、これから、本格的な人口減少時代を迎えますが、その中にあっても、活力に満ちた豊かな社会を目指して、新しいまちづくりや、住まい、店舗、インフラなどの整備が行われることでしょう。

そうした新しい時代のニーズに対して、建設業は、しっかりと応えていかなければなりません。万が一にでもその供給力に不足をきたすようなことになれば、国民の暮らしや経済が立ち行かなくなってしまいます。

そのようなことが起きないように、建設業は、様々な課題を克服して、明るい未来に貢献していきます。特に最近のAI・デジタル技術の進歩には目覚ましいものがありますので、これを活用して、建設現場をスマートな生産の場へと大きく変革していきます。また、同時に働き方の柔軟化も進め、若い人や外国人から魅力的な産業として選ばれるようにしていきます。

本ビジョンのタイトルである「スマートなけんせつのチカラで未来を切り拓く」には、そうした想いを強く込めています。

本ビジョンの策定には、日建連の総合企画委員会等の構成委員をはじめ、外部の有識者や関係機関などの多くの関係者にご協力をいただきました。ここに改めて感謝の意を表します。

本ビジョンが、建設業の中長期的な方向を示す共通の指針として、建設業に関わる多くの関係者にとって活動の手がかりとしていただければ、望外の幸せであります。

2025年7月

一般社団法人 日本建設業連合会 会長

宮本 洋一



1. 今、なぜ、新たな長期ビジョンを策定するのか？

- 旧長期ビジョンは、4ページに掲げるとおり、これまで多くの成果を上げたが、依然として技能労働者の減少は止まらず、処遇改善も未だ途半ばの状況にある。
今後、我が国の生産年齢人口は、2050年までに3割近く減少すると予想され、他産業との人材獲得競争はますます激化する中で、建設業の将来の担い手不足は、10年前と比べてより深刻化しているといえる。
我が国の経済は、今後、緩やかな成長が続き、建設需要も堅調に推移していくものと予想されるが、その一方で建設業の供給力に不足をきたすような事態になれば、国民の暮らしや産業を支える建設業に対する期待を大きく裏切ってしまうことになりかねない。
- また、建設工事の請負契約においては、発注者がより優位に立つ傾向が強いが、近年、資材価格や労務費の高騰に対して価格転嫁が進まないという大きな問題が発生している。特に、経営基盤の弱い中小建設業者や技能労働者に大きなしわ寄せが生じており、建設業を持続可能なものにしていくためには、契約当事者の関係のあり方も早急に再構築する必要に迫られている。
- 一方、近年のデジタル・AI技術の進展には目を見張るものがあり、これらが、労働集約的な面の強い建設産業の生産性を飛躍的に向上させ、建設現場をより魅力的なものに大きく変革する可能性もあり、できる限りその見通しを示す必要がある。
- このようなことを踏まえると、今こそ、将来の建設業の中核を担う若い人たちを中心に、建設業に関わる幅広い関係者が共有できる、建設業全体を俯瞰した中長期的な方向性を示す新たな長期ビジョンの策定が求められているといえる。

2. 本ビジョンの構成

- 本ビジョンは、「はじめに」、「第Ⅰ部」、「第Ⅱ部」、「第Ⅲ部」で構成する。
- 第Ⅰ部では、旧長期ビジョンと同様に2050年までの超長期のスパンに立って時代を概観した上で、建設業に期待される役割やあるべき姿を示すことにより、建設業がさらに進化していく道筋を提示する。また、次世代を担う若い人から募集した建設業の未来の姿をとりまとめた「未来予想図」もあわせて提示する。
2050年を目標時点とするのは、その時代の建設業の中核を担うこととなる今の若い人たちに夢と希望を抱いてもらうとともに、建設業のことをよく知らない方々に少しでも建設業の将来への理解を深めてもらうことをねらいとしている。

- 第Ⅱ部では、建設業が第Ⅰ部で示した進化の道筋を歩んでいくには今後の10年が大きなカギを握ることから、2035年までの建設市場や担い手の推計をした上で、建設業が、当面の危機を克服して、2050年に向かってイキイキと突き抜けていけるように具体的な方策を提示する。
- 第Ⅲ部では、建設業が、多くのステークホルダーの信頼の基盤として引き続き取り組むべき事項を提示する。

旧長期ビジョンの意義

- 旧長期ビジョンが公表された2015年当時は、長引くデフレの進行等により20年近くに及んで公共投資、民間設備投資は減少。東日本大震災からの震災復興等を契機として、建設投資拡大の傾向がようやく現れてきた。
- 先が見通しにくい状況の中で、旧長期ビジョンが建設業の中長期的な視野を示したこと自体が画期的であり、多くの建設会社の中長期的な経営の端緒となった。
- 特に、高齢者を中心とした技能労働者の大量離職の予想をはじめ、若者を中心とした新規入職者の確保や省人化の目標を具体的な数字で示したことは、関係者に大きなインパクトを与えた。また、社会保険の加入徹底、他産業に負けない賃金水準、休日の拡大をはじめとする技能労働者の処遇改善、女性の活躍など、建設業界として取り組んでいくべき新しい視点に立った政策の方向性を示したことに大きな意義があった。
- 実際に、旧長期ビジョンを契機に、官民を挙げた取組みにより多くの分野で成果があった。

| | |
|------------------------|-----------------------------------|
| 社会保険の普及 | 3保険加入：企業別99%、労働者別95%が加入 |
| 週休2日・4週8休の推進 | 日建連会員の作業所 50%以上で4週8閉所 |
| 賃金水準の向上 | 技能労働者の賃金 10%上昇（年間397万円→437万円） |
| 建設キャリアアップシステム（CCUS）の運用 | 2019年4月本格運用、技能労働者登録140万人（2023年度末） |
| 女性技能労働者の活躍 | 8万人→13万人に増加 |
| 生産性向上 | 2020年度 2015年度比10%向上を実現（日建連指標） |

※長期ビジョンの検討を開始した2024年度時点の公表資料より

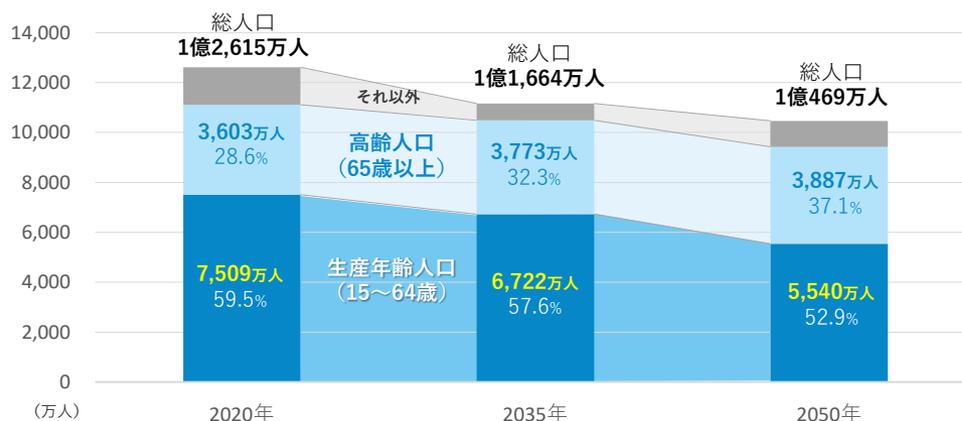
第 I 部 2050年に向けて建設業はさらに進化する

第 1 章 2050年の時代の概観

(1) 人口減少、高齢化の進展

- ① 我が国の総人口は、急速な少子高齢化を背景に2050年に向かって歯止めなく減少することが推計されている。
- ② 高齢人口（65歳以上）が増加する一方、労働の中核的担い手である生産年齢人口（15～64歳）は大きく減少することが予想される。

【表】日本の総人口、高齢人口、生産年齢人口



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」を基に日建連にて作成

(2) デジタル・AI技術の本格展開

- ① デジタル技術等の新技術が広く普及し、現実世界においてこれまで採算面や技術面で実現が難しかった社会的課題が解決される。また、デジタル×フィジカル（現実世界）で創造される新たな付加価値が注目されることとなり、新たなビジネスチャンスが生まれ、社会生活に大きな変革をもたらす。
- ② デジタル（仮想）空間が発展し、「国」とは違う括りでの共同体や経済圏が誕生する。また、それらを土壌とした価値創造が行われる。

(3) 働く場所や時間の多様化

デジタル空間を介した場所や時間にとらわれない働き方が一般化し、ボーダーレスな国境、人種、言語を超越した労働が一般化する。

(4) 災害激甚化

- ① 南海トラフ地震、首都直下地震、富士山噴火等の超巨大災害の発生確率が高まっている、もしくは既に発生している。
- ② 気候変動に伴い熱波、寒波、風水害等が一層激甚化する。
- ③ デジタル・AI技術の進展により、災害の予測精度が飛躍的に高まり、地震や風水害等の自然災害は予測が可能となる。
- ④ ハード面の防災・減災・国土強靱化対策に加え、リスク情報の提供、土地利用規制・誘導、事前の避難、発災時の被災者支援、復旧・復興までを見据えた総合的な対策により、災害から国民の命と暮らしを守り、経済活動への打撃を最小限に抑える社会システムが構築される。

コラム：「建設モラトリアム」の検討を

内閣府の試算では、首都直下地震の被害想定として建物等の直接の被害が約47兆円、揺れによる全壊家屋が175,000棟、火災が発生すれば最大412,000棟の建物被害が発生するとされている。さらに、道路や河川のみならず生活インフラである電力の停電、上下水道の断水、使用不能やJR、私鉄等の不通などが大規模に生じることが予想されている。

このような巨大な被害が突然、一瞬にして発生する。この時建設業は、地域の守り手として直ちに応急復旧対策に当たらなければならない。しかし、建設業のリソース、資機材や担い手は十分であろうか。突如に発生する年間の建設投資額の半分をはるかに超えるような巨大な建設需要に対しては、建設供給力は十分とは言えないだろう。

大きな災害が発生した場合、公共工事では、既存工事の一時中止という措置が取られ、既存工事で使用している資機材や労働力を一定期間、応急復旧工事に転用し、既存工事の遅延等のリスクを公共発注者が負担することが行われている。首都直下地震等の超巨大災害の際には、公共民間を問わず、既存工事を一時止めて応急復旧工事に建設リソースを集中できるように、政府の緊急措置として「建設モラトリアム」ともいうべき措置が求められるのではないかと。

(5) インフラのリストラクチャリング

- ① インフラは、適切な維持更新がなされなければ、老朽化により重大な災害を招いてしまう。高度経済成長期以降に集中整備し、老朽化したインフラは、人口減少・災害激甚化等を踏まえた規模や機能に更新されるほか、技術革新による長寿命化、メンテナンスの簡素・自律化が図られる。
- ② 人口減少等を背景にコンパクトシティ化が進み、学校・病院等の公共公益施設や、オフィス・住居・産業施設等が、一定の拠点を中心に集積される。
- ③ 国土形成計画に基づき、「全国的な回廊ネットワーク」が形成され、東京一極集中から地方中核都市を軸とする広域圏が連立し、行政・経済能力が分散する。この広域連携を可能にする社会インフラ（高規格通信網、新東名・新名神高速道路、リニア中央新幹線、北陸新幹線・北海道新幹線・四国新幹線等）の新設・拡充が重要視される。

(6) カーボンニュートラルな社会の実現

地球規模での持続可能性への意識が高まり、カーボンニュートラルな社会が実現している。太陽光発電や風力発電等の高効率・安定化に伴うエネルギーの多様化、廃棄物の削減、自然環境の保全・再生に資する技術開発等、持続可能社会の実現に向けた技術やビジネスモデルが広く確立されている。

(7) 国際情勢の影響

- ① デジタル技術の進展とあいまって、世界はますますボーダーレス化が進み、ビジネスチャンスが拡大する一方、一国の問題が直ちに世界に波及するなどリスクも拡大する。
- ② 新興国の台頭等を背景に、世界は特定の国や地域が世界覇権を取ることができない多極体制になると予想され、経済面を含めた安全保障の重要性が一層高まる。また、主要国の一部で見られる「自国第一主義」の拡大などの様々な不確定要因により、世界経済の不透明さが増すことが懸念される。
- ③ 温暖化とグローバル化を背景とした未知の病原体の世界的流行が不定期に発生するが、過去のパンデミックを踏まえた国際防疫システムが成熟していくことにより、早期の鎮静化が図られるようになる。

(8) 人類未踏領域への進出

技術の進展により、宇宙、地底、海底等の人類未踏領域が開拓され、様々な利用が進む。

第2章 2050年の建設業の役割

(1) 普遍的使命

① 人類の文明・文化を支える

建設業は、水を治め、道を拓き、住まいを造り、まちを整備し、有史以来、その時代の文明を支え、文化をつくり、人類とともに歴史を歩んできた。そして今後も、建設業は、人類の必須の営みとして永続していく。

② 国民の暮らしや生業を支える

今後いかなる時代環境にあっても、建設業は国民が必要とする生活と産業の基盤となる施設を建設するとともに、適切な維持修繕・更新を担っていかなければならない、国民にとってエッセンシャルな産業である。

③ 地域に寄り添う

建設生産物は移動（輸入）が困難であることから、必要な場所で建設・管理しなければならない。建設業は、地域になくてはならないものとして、地域に寄り添いながらニーズに応えることが要求される産業である。

(2) 更なる使命

① 国民の安全・安心を守る

建設業の国民に対する大きな使命のひとつが、災害列島に住む日本国民を守ることである。南海トラフ地震や首都直下地震等の巨大地震や気候変動に伴い激甚化する災害の脅威から国民の生命、財産を守るために、建設業は、防災・減災・国土強靱化のための施設整備にたゆむことなく取り組むとともに、災害発生時には最前線で復旧・復興の中心的な役割を果たす。

また、国際情勢は不透明さを増し、安全保障上のリスクが高まる中で、我が国の安全保障に必要な施設の整備等を担う。

コラム：防災・減災そして「応災」

政府の仕事の中で、防災対応の充実は目を見張るものがある。きっかけは、阪神淡路大震災であったと思うが、様々な災害に対する被害予測や耐震改修、具体の被害に対する迅速な救援活動そして復旧復興支援、さらに被災者への寄り添いなどが大きな政策課題として進むようになっていく。

もともとは「防災」ということばで括られていたものが、事前準備を充実させることで被害を減少させる「減災」ということが広く言われるようになった。これからは、災害発生後の被災者への避難所の充実や生活再建支援、災害廃棄物の処理、果ては放射能の除染まで様々なポスト災害の対応が重要になる。復旧復興のみならずこのようなポスト災害対応を「応災」として捉え、国、地方公共団体はもとより、建設会社も応災力を高めていかなければならない。

② 豊かな地域、国、世界づくりへの貢献

我が国は、急激な人口減少を迎えるが、その中であっても、活力に満ちた豊かな社会を実現しなければならない。建設業は、持てる技術力を最大限に活かして、コンパクトシティ、地方創生、スーパー・メガリージョンなどの計画づくりから、開発、運営に至るまで大きな貢献をする。

世界的には、2050年に向けて、インドをはじめとしたアジアやアフリカ等の地域では人口が大きく増加し、それに伴いインフラ需要もますます増大していく。高い技術を持つ日本の建設業は、これら地域の新興国等の発展の基礎となるメガシティや基幹的な道路・鉄道・空港等の重要プロジェクトへの貢献が期待される。一方、先進諸国においては、インフラ老朽化が深刻化するが、日本の建設業が有するインフラ再生技術が、その解決に大きく貢献する。

③ 持続可能な地域、国、世界づくりへの貢献

建設事業は、環境に及ぼす影響が大きく、それだけ求められる役割、責任も重大である。

さらに次の世代に豊かな環境を引き継ぐために、建設業は、サプライチェーン全体で、カーボンニュートラル、サーキュラーエコノミー、ネイチャーポジティブに意欲的に取り組む。

世界の人口は、2050年には100億人に達し、今後25年間で20億人増加すると予測される中、環境、エネルギー、水資源等の持続可能性が深刻な問題となることは必至である。これらの分野の課題を各国に先駆けて克服してきた「課題先進国」日本の建設業は、技術やノウハウ等を積極的に提供して、その解決に大きく貢献する。

④ 人類未踏領域進出への貢献

人類未踏の地にあっても、施設の建設や維持補修は、建設業の技術なくしてはなしえない。ここでも建設業は大きな貢献をする。

第3章 2050年の建設業の姿

AIやロボットの活用によるデジタル化が進展することにより、
建設業従事者の役割・作業環境・労働条件、生産体制が抜本的に変革するとともに、
新しい時代に対応した社会的要請に応える建設業が構築される。

(1) 高度な技術・技能を持つプロフェッショナルの集合体

- ① 危険作業はロボットが担うなどロボットやAIと人間の役割分担が進み、技能労働者の労働内容はより進化し高技能・高収入なプロフェッショナルなものになる。
- ② ロボットはオフィスから遠隔管理され、先進的かつ安全（＝死傷病者ゼロの達成）な職場環境が実現する。
- ③ 技術者と技能労働者の融合やマルチタスク化の進展が図られ、マネジメント業務や複数機械の遠隔操作等の高付加価値な業務が中心となり、年齢・国籍・性別を問わず専門的教育訓練を受けた人財としてのキャリアを歩むことが業界標準となる。
- ④ 仮想空間や遠隔作業の実現を背景としたボーダーレスな事業展開が可能となる。

(2) 飛躍的な技術革新でスマートに生産する次世代現場

- ① 建築物そのものや資機材の工業化・規格化・モジュール化が普及し、AIやロボットとの相乗効果で生産プロセスが高効率化する。
- ② ロボットによる完全自動施工により、24時間365日、天候にも左右されずに作業が可能となることで、生産性は飛躍的に向上する。
- ③ 工業化・規格化・モジュール化が普及する一方、現在行われている単品受注生産・現地施工方式は、独自の意匠や機能を備えたプレミアムな建築物を求める顧客層向けの高価値のサービスに性質を変える。

(3) 安全・安心社会の「守り手」

- ① ドローン、AI等の先端技術やデータを活用した予防保全型のメンテナンスを行い、インフラの強靱性を飛躍的に向上させる。
- ② 激甚な災害が事前に予測される場合は、広域的に組織・訓練された建設業チームが、圏域を超えて機動的に応援派遣される。
- ③ ロボット、自動運転重機等を駆使して、二次災害が予想される危険な場所でも、遠隔操作による迅速な復旧作業を遂行する。
- ④ 高効率な生産プロセスにより、被災したインフラや建造物を短期間で復旧し、早期復興を実現する。

(4) 未来のまち、国、世界、フロンティアを拓く「イノベーター」

- ① 未来のまち、国が抱える、環境・エネルギー、モビリティ、防災などの社会的課題に対して、建設業は、企画、開発、運営の全段階に主体的に参画し、建設業が優位性を持つ技術、知見、ノウハウ等を提供してトータルに問題解決する。
- ② 日本が強みを持つ、特にインフラ、エネルギー、防災などの分野を中心に、日本の建設業がもつ高い技術、知見、ノウハウ等を提供して、新興国をはじめとした世界の持続的な発展を先導する。
- ③ 宇宙、海底、地底等のこれまでの常識では測れない環境下での開発においても、建設業のみが保有する先端テクノロジーを提供して、プロジェクトを先導する。

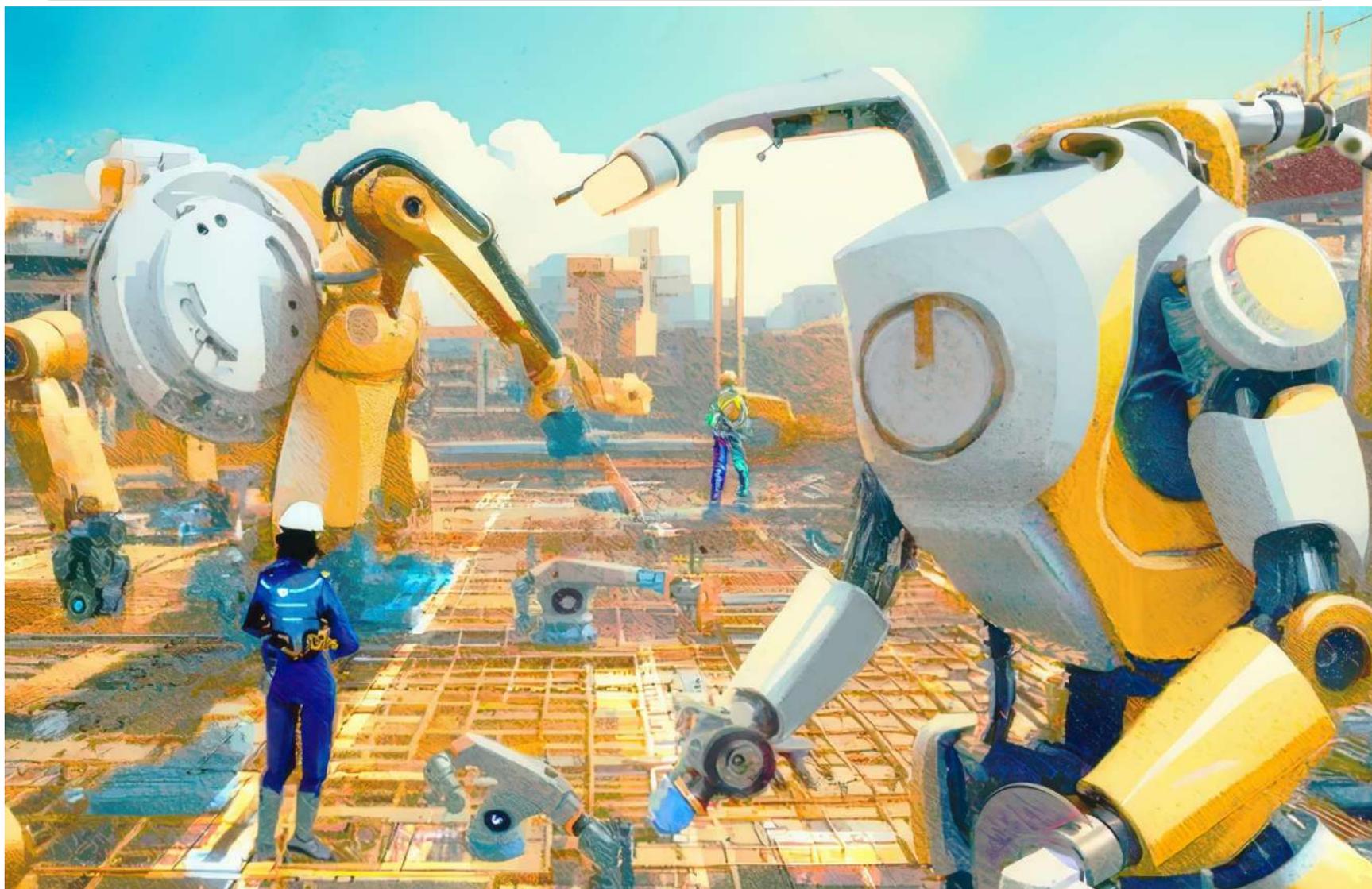
(1) 仮想空間を介したボーダーレスな事業展開

国境や人種、言語を超えたボーダーレスなデジタル空間で、
3Dホログラムによりまちづくりが検討されている。



(2) 先進的かつ安全（死傷病者ゼロ）な職場環境の実現

危険作業を全てロボットが担い、建設現場での死傷病災害ゼロが実現する。



(3) リモート管理、マルチタスク化

ロボットマネージャーの指揮のもと、現場作業はロボットが行う。
オフィスではディレクターが様々な建設現場をリモート管理している。



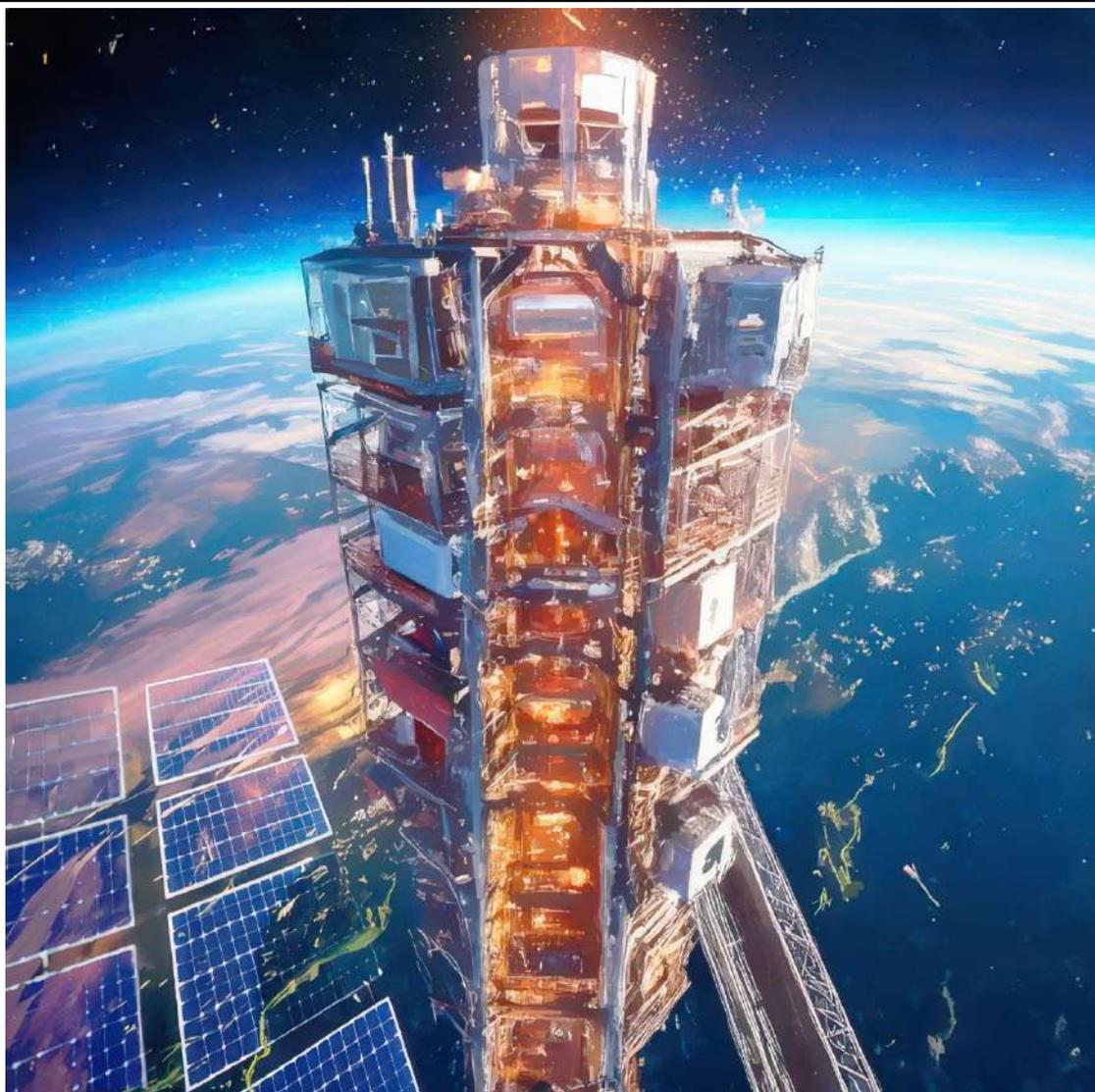
(4) 未踏領域への挑戦（月面施工）

技術の発展により宇宙開発が進み、月面でも様々な建設物が整備されている。



(5) 未踏領域への挑戦（宇宙空間での施工）

建設業の領域は大きく広がり、宇宙空間における建設プロジェクトで大きな役割を果たしている。



(6) ドローン、AI等の活用による快適・安全社会の実現

未来都市の上空にはドローンが飛び、都市全体をモニタリングしている。
災害発生時には住民の最適な避難ルートを通知する等、安全・安心な生活を支えている。



第II部 2035年に向けて建設業は突き抜ける

第1章 2035年における建設市場及び担い手の見通し

(1) 2035年における建設市場の見通し

建設市場規模の予測

(実質値は2015年の物価水準に引き直して算出している：2015年基準実質値)

| | | 2025年度 | 2030年度 | 2035年度 |
|-------|-----|--------|--------|--------|
| 建設投資額 | 実質値 | 58.4兆円 | 64.9兆円 | 67.6兆円 |
| | 名目値 | 68.5兆円 | 79.0兆円 | 84.3兆円 |

※南海トラフ地震や首都直下地震等の巨大な災害に伴う復旧、復興需要は予測に入れていない。なお、「資産等の被害（被災地）」は、南海トラフ地震で224.9兆円、首都直下地震で47.4兆円と推計されている。

2035年の建設市場規模の予測に当たっては、以下のデータをベースに算定した。

- ①2025年～2030年 内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(2023年7月25日)の「成長実現ケース」に基づく、(一財)建設経済研究所の2024年3月予測を使用。
- ②2031年～2035年 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)「日本経済の中期見通し(2023～2035年度)」のGDP成長率と同様の割合で建設市場が成長すると予測。(実質年0.8%、名目年1.3%)

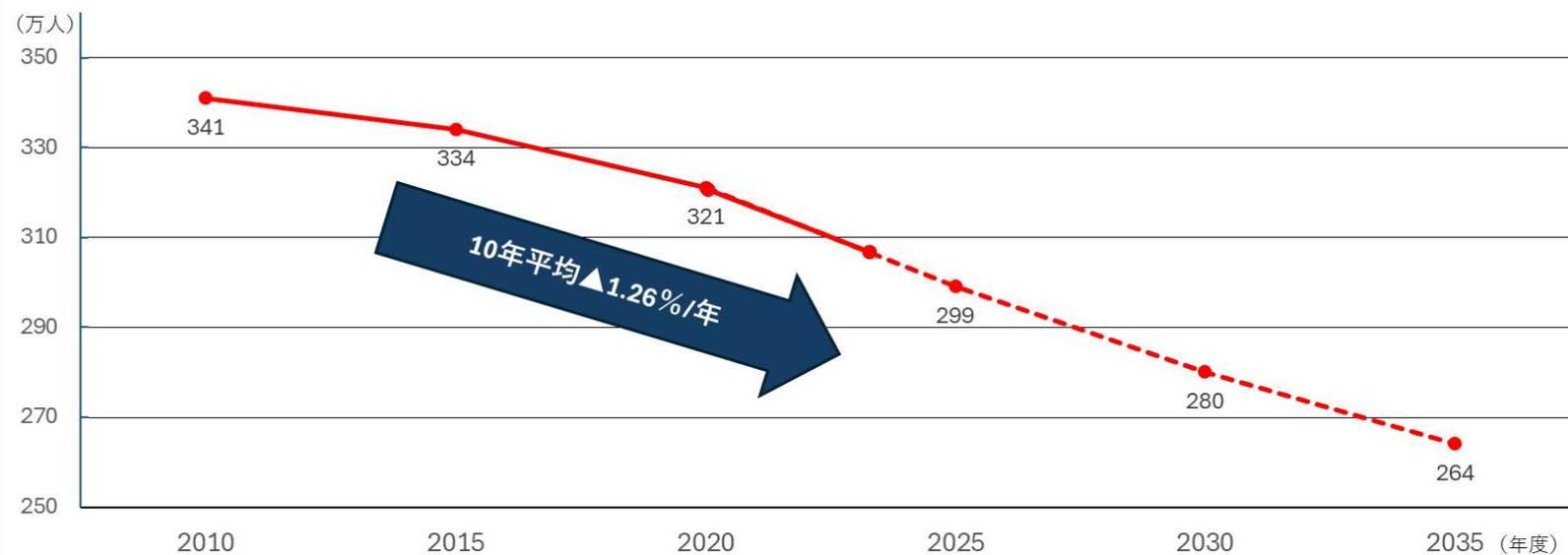
コラム：経団連試算は日建連試算を大きく上回る

2024年12月、(一社)日本経済団体連合会が「FUTURE DESIGN 2040」を発表し、改革実現ケースにおける2040年度の名目GDPを1,006兆円とする試算を公表した。

公表された実質GDP成長率のグラフから、2035年の建設投資(実質値)を推定する(GDP成長率と同等の建設市場の成長を推定)と、上記の67.6兆円を大きく上回る69.3兆円となる。

(2) 2035年における担い手の見通し

| 技能労働者数の予測 | 2025年度 | 2030年度 | 2035年度 |
|-----------|--------|--------|--------|
| 技能労働者数 | 299万人 | 280万人 | 264万人 |



近年、建設業の技能労働者の減少は他産業と比較しても著しく、深刻な状況にある。

今後の技能労働者数がどのように推移していくかについては予断を許さない部分もあるが、本ビジョン作成に当たっては、まずは直近10年間の技能労働者数の平均減少率（平均1.26%/年 減少）をベースに推定した。（全産業就業者数 平均0.64%/年 増加）

(3) 2035年における技能労働者必要数の推計

| 技能労働者必要数 | 2025年度 | 2030年度 | 2035年度 |
|----------|--------|--------|--------|
| | | 321万人 | 367万人 |

※上記必要数は平常時を想定しており、南海トラフ地震や首都直下地震等の巨大な災害が発生した場合に必要な技能労働者は大幅に増加すると見込まれるが、それらは見込んでいない。

2035年の技能労働者必要数の予測に当たっては、以下のデータをベースに算定した。

- ① 2023年度の建設投資に対し、技能労働者が1.58%不足（国土交通省「建設労働需給調査結果」による2023年度平均値）している状態をベースとして試算。
- ② 近年の若者の「建設業離れ」の状況は深刻であり、その大きな理由のひとつが長時間労働にある。建設業を持続可能なものにするためには、まずはこの状況を是正する必要がある、本試算にあたっては、建設業の技能労働者の平均労働時間を製造業と同程度とすることを前提条件とした。

■年間労働時間

(単位：時間)

| | 2025年度 | 2030年度 | 2035年度 |
|-----|--------|--------|--------|
| 建設業 | 1,959 | 1,911 | 1,862 |
| 製造業 | 1,907 | 1,884 | 1,862 |

※製造業の労働時間については、2004年度～2023年度の平均減少率より推定

参考：経団連ベース

経団連より2024年12月に公表された「FUTURE DESIGN 2040」によると、GDPは「改革実現ケースで実質2%、名目3%程度の成長が実現」するとの試算結果が出ている。当該試算を基に2035年における技能労働者の必要数を推計すると403万人となり、日建連見通し393万人よりさらに不足数が拡大する。

(4) 2035年における技能労働者不足見込みとその対応

技能労働者 129万人の不足見込み

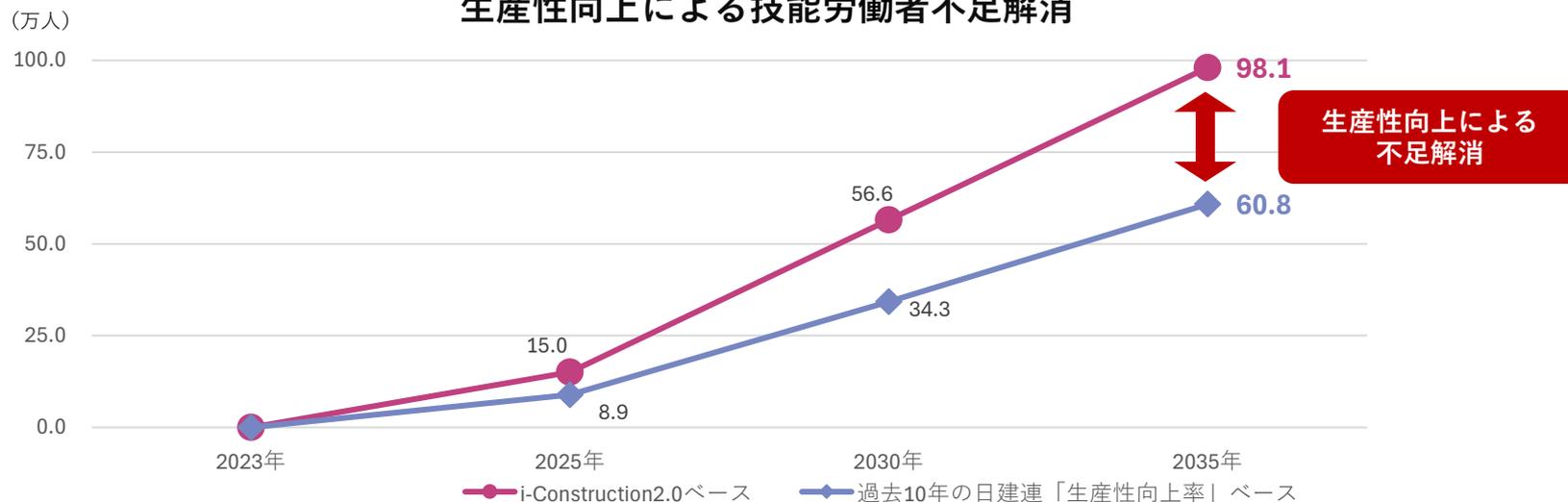
現状のまま、特段の施策を講じなければ、2035年度、技能労働者数は約129万人不足する。

| 技能労働者数 | 技能労働者必要数 | 技能労働者不足見込み |
|--------|----------|------------|
| 264万人 | 393万人 | 129万人 |

① 生産性の向上

国土交通省が掲げる「i-Construction2.0（2040年までに建設現場の生産性を50%向上）」が実現した場合、129万人の技能労働者不足見込みのうち、約98万人の不足が解消されると推定される。一方、日建連の調査による「過去10年間の生産性向上（15%程度）」が今後も継続した場合、約61万人の技能労働者不足の解消に留まる可能性もある。

生産性向上による技能労働者不足解消



② 入職者の増加

2035年において発生する「129万人の技能労働者不足見込み」については、仮に「i-Construction2.0」が実現したとしても、**31万人**が不足しており、日建連の過去10年間と同程度の生産性の向上の場合では**68万人**の不足となる。

| 技能労働者不足見込み | 生産性向上による不足解消数 | | 入職者増加による不足解消数 |
|------------|---------------|------------------------|---------------|
| 129万人 | 98万人 | i-Construction2.0実現ケース | 31万人 |
| | 61万人 | 日建連過去10年間と同程度のケース | 68万人 |

イ) 若者を建設業に

この課題解決のためには、建設業界が一丸となって新4Kの魅力溢れる建設業の構築に努め、入職者の大幅な増加を図る必要があり、建設業の将来を見据えれば、できるだけ若年層の増加に注力すべきである。特に、新成人数が100万人超を維持するこれからの10年を最後のチャンスと捉え、処遇改善等に努め、若者を最大限建設業界に取り込んでいく。

ロ) 外国人から選ばれる建設業に

日本人にターゲットを絞った場合には、上記不足数（**31万人～68万人**）の解消は困難であり、建設業の持続可能性も危うい。については、外国人についても日本人と同様に重要な担い手と捉え、育成就労制度等を有効に活用し、日本人のみならず、外国人から選ばれる建設業となる環境を、官民一丸となって整備すべきである。

コラム：適正な条件による発注がなされる限り、当面、施工体制の確保は、問題なし

技能労働者の減少傾向に関して、主として公共工事の分野を中心に施工余力が不足していると強引に結論づける論調が一部にあるが、これは当たらない。

建設投資額は、平成4年がピークであったが、現在と比較すると、技能労働者は408万人から304万人と約25%減少しているのに対し、建設投資額（実質値）はおよそ40%近くも減少している。技能労働者1人当たりの建設投資額で見ると、2,287万円から1,896万円へと大幅に減少している。単純に考えてみても、ピーク時に比べて、施工余力が厳しくなっていることはないということがわかるであろう。加えて、この間の建設業における省人化などの生産性は、相当程度向上している。

確かに、現状、一部の開発案件において、技能労働者の確保が困難なため契約に至らないなどの声もあるが、事の本質はそうではなく、工期や請負代金などの発注条件が市場の実勢に即していないために、契約に至らないのであって、そこを見過ごしてはならない。

一方、将来の話に目を転じれば、経団連等の外部機関は、今後、日本経済は緩やかな成長を続けるとの予測を示している他、災害の激甚化やインフラの老朽化に起因した社会資本の整備・維持管理等のニーズは、今後さらなる増加が見込まれており、国民の暮らし、経済活動、インフラのニーズに建設業は的確に伝えていかなければならない。しかしながら、建設業に限らず、これから日本の生産年齢人口は大幅な減少が予測されており、とりわけ高齢就業者の割合の高い建設業では、将来の担い手確保が大きな課題となる。こうした将来の状況を展望すればこそ、その備えとして、これからの10年間で、官民を挙げて、生産性向上や担い手確保に不退転の覚悟で取り組んでいかなければならないのである。

(5) 技術者の確保、育成の必要性

建設業は、技能労働者と技術者が両輪となって事業を推進しているが、技能労働者と同様に技術者についても将来大きく不足することが危惧される。このような事態を回避するため、**男女問わず**技術者の確保、育成のための施策を早急に講じる必要がある。

① 大学工学部や高専への進学者の確保等

文部科学省「学校基本調査」によれば、直近15年間における工学部入学者数が減少傾向にあるとともに、特に土木建築を専攻する学生の減少が顕著である。建設業の根幹はヒトにあり、必要な技術者の確保に向け、産学官一体となって、土木建築専攻学生の増加に取り組むとともに、工学部以外を専攻した学生の技術者への育成も検討する。

具体的には、大学進学前の学生に対する出前授業や現場見学会の実施、業界団体と教育機関の連携による教育プログラムの検討、建設系の学部を専攻する学生を確保するための補助金や建設系以外を専攻した学生を技術者に育成するための補助金の創設等の措置を検討する。

② 外国人技術者の確保

近年、外国人技能労働者の増加は顕著であるが、外国人技術者については未だ十分とは言えない。技能労働者同様、技術者についても外国人を重要な担い手と認識し、外国人から選ばれる建設業となる環境を至急整備すべきである。

具体的には、他国で取得した技術資格との相互認定制度の整備や、国内技術資格試験の多言語対応等の措置を検討すべきである。

コラム：派遣技術者のより詳細な把握を

2035年における過不足の状況を、技能労働者と同様の手法により技術者についても算定を試みたが、技術者業務については多数の派遣社員がこれを遂行しているながら、派遣社員がサービス業に分類され、建設業に従事している人数が把握できないため困難であった。

現在、建設業のみならず多くの業界で派遣社員が重要な戦力となっており、派遣社員がどの業界にどの程度在籍しているのか等の実態把握が求められている。

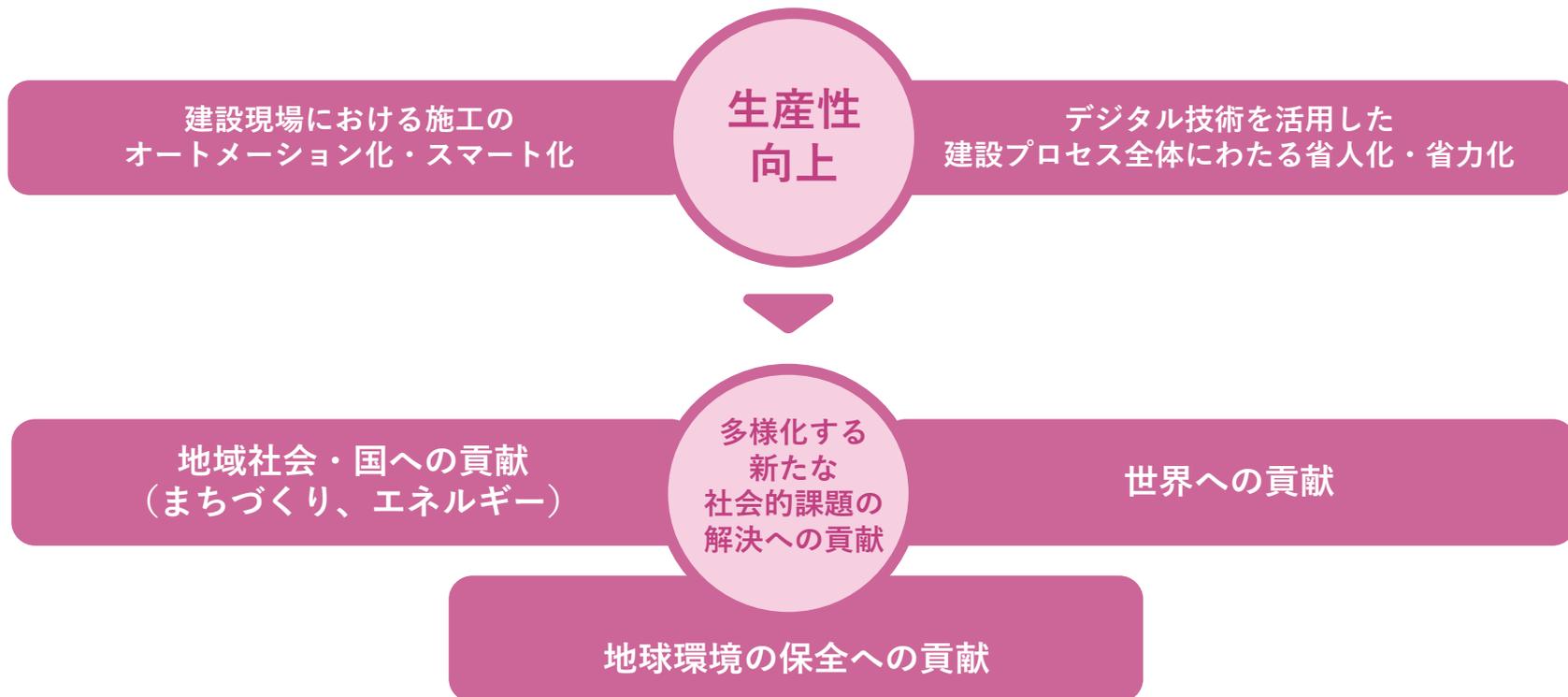
第2章 けんせつのチカラの強化

～技術のチカラで「生産性向上」と
「新たな社会的課題の解決」を実現～

(1) 目指す方向性

- ① スマートな生産体制への段階的移行と、当面の供給力不足への対応のため、競争領域と協調領域とを戦略的に分けし、**建設現場における施工のオートメーション化・スマート化**と、**デジタル技術を活用した建設プロセス全体にわたる省人化・省力化**を急ぐ。
- ② さらに、今後、**多様化する新たな社会的課題に 대응するため**に、高付加価値、高機能な建設生産物・建設サービスの提供等を可能にする**技術の革新やその活用**を図る。

技術のチカラで目指す2つの方向性



(2) 具体的方策

① 生産性向上 (生産性の算出に当たっては、物価変動要因を勘案して算出している：実質値ベース)

目標 2025年比で、生産性を25%向上

<生産性指標の算出式> (日建連『生産性向上推進要綱』フォローアップ報告書より)

$$\text{生産性指標} = \frac{\text{完成工事高(円)}}{\text{人工(人日)}} \div \frac{\text{建設工事費デフレーター}}{100}$$

【技術者・技能労働者1日(8時間)当たりの施工高】

イ) 建設現場における施工のオートメーション化・スマート化

- a. 工業化(プレキャスト化、3Dプリント等)・規格化とAI・ロボットの相乗効果によるスマートな生産体制
- b. 遠隔技術とリアルタイム可視化による勤務場所の変化
- c. 自動運転技術・自律型重機等の導入による安全性の飛躍的向上(死傷病者ゼロへの道筋)
- d. スマートな働き方により、単なる「現場作業員」から「未来を創るプロフェッショナル」へと進化

ロ) デジタル技術を活用した、建設プロセス全体にわたる省人化・省力化

- a. BIM/CIMによる、設計・施工・維持管理に至る一連の建設プロセスの統合管理
- b. XR技術(AR/VR/MRなど)による、設計・施工～検査に至る活用の広がり
- c. ドローン、ロボットの導入による、施工中・施工後の短時間で高精度な測量・監視モニタリング

コラム：BIMがもたらす大きな可能性

公共工事においては、国の工事を中心にBIM/CIMの活用が相当程度進んでいるが、近年では、民間建築工事においても、設計や施工分野でBIMの活用が進められており、将来的には、発注者、設計者、施工者、協力業者等の全ての関係者が同一のプラットフォームの上で、ユーザーに最も効果的な建物を、最も効率的に作り上げるツールとしての役割を果たすことが期待されている。

さらに、全ての部材や労務の数量等が関係者全員に共有されることになれば、関係者間のコミュニケーションが一層促進され、リスク分担がより適切に行われる可能性も広がるのではないだろうか。

② 多様化する新たな社会的課題の解決への貢献

イ) 地域社会・国への貢献（まちづくり、エネルギー）

- a. 老朽化したインフラ（道路、橋、トンネル、河川、下水道等）の長寿命化、メンテナンスの簡素・自律化のための技術提案
- b. 建築物やインフラがスマートグリッドと連携し、エネルギーの需給バランスをリアルタイムで調整する仕組み等の導入による、「都市のエコシステム化」
- c. 行政と連携した上で、都市・地域のエリアマネジメントに資する「データプラットフォーム」として、建設物やインフラから得られるデータを一元管理し、提供することで産業の枠を超える新しいソリューションを提供
- d. 産学連携によるオープンイノベーションの推進（生産性向上においても必要）

ロ) 地球環境の保全への貢献

目標

2050年カーボンニュートラル実現に向けた取組みを推進するため、
施工段階におけるCO₂排出量を2013年度比60%削減

- a. 「カーボンニュートラル」に向けた、施工段階、建設資材調達段階、設計・建物運用段階での取組み
- b. 資源循環、生物多様性の保全、環境汚染防止
- c. サークュラーエコノミーへの移行を目指した活動の促進（モデルプロジェクトの奨励、インセンティブ付与や流通促進のための法整備促進、業界を挙げた流通システムの確立等）
- d. ネイチャーポジティブの実現に向けてインフラ整備をはじめとする建設活動手法の研究開発と普及の促進
- e. 建設現場等から排出される**汚染物質**の削減と適正管理の徹底

ハ) 世界への貢献

- a. アジア・アフリカ地域を中心としたインフラニーズの増大に対して、高度な技術力を活かした質の高いインフラを提供することにより、持続的な発展に貢献
- b. 環境、エネルギー、交通、災害など様々な分野の社会問題を克服してきた「課題先進国」日本の建設業として、同様の課題に直面する諸外国に対して、持てる技術やノウハウ等を提供して、課題解決に貢献

第3章 選ばれる産業への変革 ～新4Kの実現～

(1) 目指す方向性

男女を問わず若者や外国人から選ばれる産業となるために、「異次元の処遇改善」、「人材育成の抜本的強化」、「多様な人材活躍」を三本柱に、魅力あふれる**新4K産業を実現**させる。

※新4K：「給与がよい」、「休暇が取れる」、「希望がもてる」、「かっこいい」

若者や外国人から選ばれる産業 となるための三本柱



(2) 具体的方策

① 異次元の処遇改善

イ) 賃金の持続的向上

目標

- ・ 全産業平均を圧倒的に上回る水準とするため、年平均7%以上の持続的な賃上げにより、技能労働者の「所得倍増」を目指す。
- ・ 40代での平均年収 1,000万円超を目指す。

a. 「労務費に関する基準」による労務費の確保・行き渡り

資材高騰に伴い労務費にしわ寄せがいかないようにするとともに、未来を支える担い手を確保するために、公共工事、民間工事問わずあるべき水準の労務費が、発注者をはじめとした建設サプライチェーン全体で確保されるとともに、**技能と経験に応じた賃金が技能労働者に確実に行き渡る**ようにする。

b. 適切な価格転嫁の徹底

資材高騰に伴い労務費にしわ寄せがいかないようにするために、適切なコスト増加分の価格転嫁について、出発点である発注者への全額転嫁を前提に、建設サプライチェーン全体で取り組むことを徹底する。

c. CCUSの完全実施

技能労働者の処遇改善のための基本的なインフラである**CCUSの完全実施**を実現する。特に、技能労働者がメリットを十分実感できるように、CCUSの**レベル評価に応じた賃金の支払い**を促進する。

d. 公共工事設計労務単価の持続的な引上げ

技能労働者の「所得倍増」に向けて、**公共工事設計労務単価が持続的に上昇**していくよう、**その在り方の見直し**を含め国に働きかける。

コラム：建設キャリアアップシステム

前回のビジョンでは、国が指導・監督する「技能・就労管理システム（仮称）」の構築が急務であるとし、参考として英国のCSCS（建設技能認定制度）を紹介した。



現在では、国土交通省の指導の下、（一財）建設業振興基金が運営主体となり、CCUSが立ち上がっている。2025年3月末現在では、技能労働者登録数は162万人、事業者登録数は29万、現場登録数は、31万6千箇所、就労履歴蓄積数は2024年度1年間で6千万タッチと利用が拡大し続けている。さらに2025年度には、建退共制度との直接連携も実現するなど制度改善が続いている。まだまだ、課題は山積しているが、本システムの目的である「技能労働者の能力・経験等に応じた適正な処遇改善につなげる」や「技能労働者を雇用し育成する企業が伸びていける業界環境を作る」ためにも建設業に関連する人たちの間でCCUSが基盤インフラとして活用されるようにしていかなければならない。

e. 建退共（建設業退職金共済制度）の抜本的改善

現行の単一掛金制度を改め、CCUSを活用したレベル別の掛金にするとともに、その額を引き上げ、**まずは退職金1,000万円を超える額**が確保される仕組みとなるよう、国や建退共に働きかける。その上で、他産業を上回る水準として、2,000万円を目指していく。

f. 「社員化」の推進

休日の増加で収入が減少しないよう、賃上げとともに、技能労働者を企業が直接に常時雇用する「社員化」を推進する。また、日給・月給制ではなく月給制を推進する環境整備として、公共工事の平準化、元請企業の協力会社への計画的な発注などを推進する。

g. 重層下請構造の改善

技能労働者の処遇改善を図るためにも、引き続き、施工能力のない不当な中間搾取の排除などの行き過ぎた重層下請構造の改善を目指す。

ロ) 働き方・休み方改革

目標

- ・建設現場：すべての現場を「**土日祝日（夏季、年末年始休暇を含む）一斉閉所**」にする。
- ・技能労働者個人：意欲や環境等に応じて、**多様な働き方・休み方を選択**できる。

a. 建設業界の取組み

- α. 現在の「**土日一斉閉所運動**」の次なる取組みとして、業界を挙げて「**土日祝日（夏季、年末年始休暇を含む）一斉閉所運動**」を展開し、適正工期への発注者の理解を促進する。
特に、国、地方公共団体その他の公共的な機関が発注するすべての建設現場は、「**土日祝日（夏季、年末年始休暇を含む）一斉閉所**」を原則とすることを、国や地方公共団体等に強く働きかける。
- β. 各元請企業は、日建連の「**適正工期確保宣言**」を参考にして、適正な工期への民間発注者の理解促進に向けて取り組む。
- γ. 各建設業団体は、目標を達成するための**行動計画**を策定する。

b. 労働規制の柔軟化

- α. 長時間労働の是正と健康管理の徹底を基本とした上で、今後は、技能労働者個人のライフスタイル、働く意欲、置かれた環境等が一層多様化していくことを踏まえ、**働き方の基盤となる様々な制度**（ホワイトカラーエグゼンプション、裁量労働制、変形労働時間制、フレックスタイム制、時間外労働上限規制制度等）について、**より柔軟なものとなるよう検討、提言**する。
- β. 特に屋外作業の多い建設業にあっては、**夏季の労働時間は相対的に短く、夏季以外を長くする柔軟な労働規制の導入**について検討、提言する。

c. 猛暑日の作業回避

- α. **猛暑日を不稼働日**とする「**工期に関する基準**」を、公共工事・民間工事問わず、**適用が徹底**されるよう、受発注者双方の理解を促進する。
- β. 気候変動による熱中症多発傾向を踏まえ、健康上の観点から、**猛暑日における屋外作業禁止の法制化**を目指し、検討、提言する。

② 人材育成の抜本的強化

目標 すべての技能労働者が体系的に技能を習得できるようにする。

イ) 「学習」と「実践」を組み合わせた技能労働者育成システムの導入

教育施設での「学習」と、建設現場で収入を得ながらの「実践」とを効果的に組み合わせることにより、3年程度で技能労働者が体系的な技能を習得できる仕組みを、国と建設業界が協力して整備する。

(参考) ドイツ等のアプレントイスシップ制度

ドイツ等の先進諸国には、アプレントイスシップ制度（見習い制度）と呼ばれる、働きながら週末に集中的にOFF-JTを行い、3年程度で技能労働者を育成する基礎的な教育訓練制度がある。

ロ) 業界標準の学習プログラムの開発

建設業界が主導して、「実践」の土台となる汎用的かつ体系的な学習プログラムを開発する。その際、効率性や訴求力等の観点から、VRなどの最新技術を積極的に活用する。

学習プログラムを的確に教授できる経験と能力を備えた指導者の育成を行う。

ハ) 既存教育施設の機能充実、連携強化

富士教育訓練センター等をモデルとして、一定の圏域ごとに目標が実現できるように、国等と連携しつつ、既存の教育施設の機能の充実や連携の強化を図る。

③ 多様な人材活躍

イ) 外国人材の積極的獲得

目標

外国人材が、建設業の**主要な担い手**としてキャリアアップしつつ活躍する環境を国を挙げて整備する。

- a. 「育成就労」から「特定技能」を経て永住までの仕組みが整ったことから、国や業界団体等が連携して、外国人材のニーズに応じた**多様なキャリアパス**を構築する。
- b. 国や業界団体等が連携して、戦略的に**ターゲットとなる国や地域**を決めた上で、**来日前に、日本語教育や技能習得を支援する**取組みを推進する。
- c. 業界を挙げて、**同一労働同一賃金の原則**を徹底する。
- d. 体系的な人材育成計画のもと、国内人材と同等の**継続的なスキルアップ**を促進する。
- e. 国や業界団体等の連携により、**日本語教育や日常生活をサポートする体制**を整備・充実する。
- f. 外国人材との共生実現に向けた建設業界としての取組みを推進する。

コラム：以和為貴（和をもって、貴しとなす）

最近、ヨーロッパの極右政党などが外国人排斥を旗印に勢力を強めているとの報道をよく目にする。外国人材を単なる人手不足対策として受け入れ、景気が悪くなると余分な存在と捉えてしまうと排除の論理が顔を出す。就業者として日本で暮らせば、生活基盤もでき、家庭を持つことも自然だろう。我々は、外国人材を建設業の主要な担い手として日本人と同等の待遇で安心して働ける労働環境を確保しなければならない。

建設業界では、CCUSという他産業にはない技能労働者を登録し就労管理が可能なシステムを整備している。このようなシステムなどを活用して建設業に入ってきてくれる外国人材をきめ細かくフォローアップし、重要な担い手としてしっかり育成していくべきである。

政府では2024年に育成就労制度を創設し、従来の技能実習制度からの転換を図っているところであるが、人手不足解消のための一時のぎの施策ではなく、長期的な視野に立った担い手確保、育成のための丁寧な制度設計を期待したい。

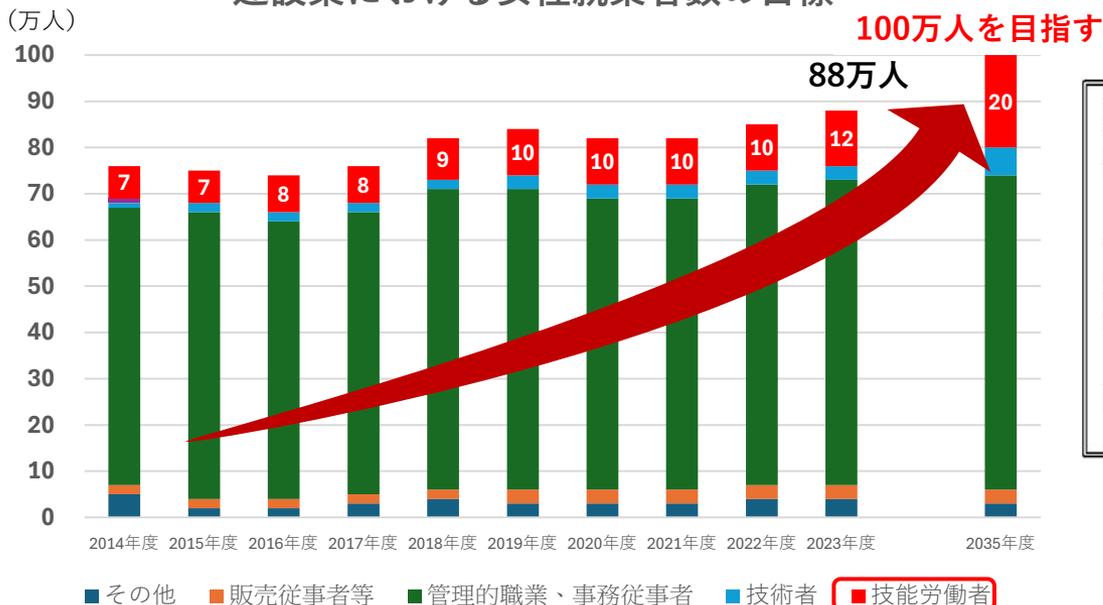
ロ) 女性活躍の加速化

目標

2035年度に、建設業における女性就業者数**100万人**
(うち、女性技能労働者数**20万人**)を目指す。

- a. 国土交通省・各建設業団体間の連携を一層強化し、女性の入職～活躍・定着促進を推進する。
2025年3月策定「建設業における女性活躍・定着促進に向けた実行計画」を着実に推進する。

建設業における女性就業者数の目標



建設業における女性活躍・定着促進に向けた実行計画
 ～**トップの意識**を変えて、**現場**が変わる。担い手確保につなぐ、
全ての人が働きやすく働きがいのある魅力ある建設産業の実現へ～

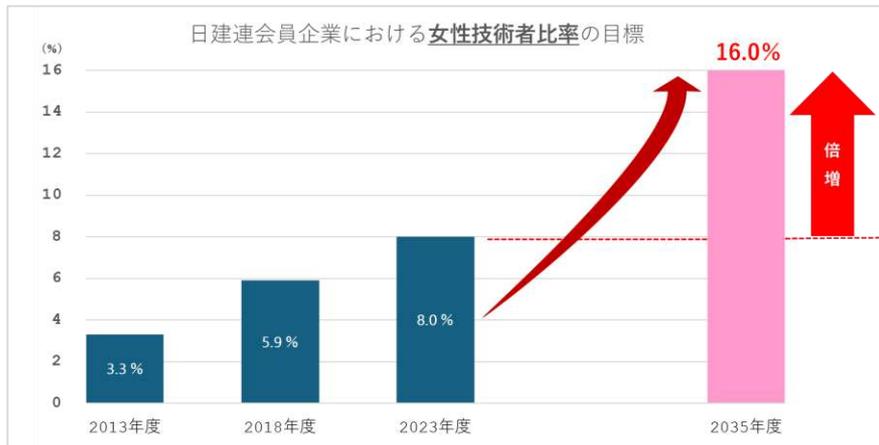
<計画の主なポイント>
 (1)建設産業の魅力向上・発信 ～選ばれる建設産業を目指して～
 (2)働きやすい現場の実現
 ～現場で働く女性のハード・ソフト両面からの環境整備～
 (3)女性活躍・定着促進に向けた取組の裾野拡大
 ～取組の普及・実行計画のフォローアップ～

(参考: 国土省HP特設ページ)

出典：国土交通省

b. 日建連「けんせつ小町活動」をさらに加速させる。

- ・ 2035年度に、会員企業における女性技術者比率の倍増を図る（対2023年度）。
 - ・ 2035年度に、会員企業における女性管理職比率の倍増を図る（対2023年度）。
- 併せて、会員企業における女性役員比率の飛躍的向上を図る。



コラム：「けんせつ小町」の活躍

日建連では、2014年3月にアクションプランを策定し、5年以内に女性技能労働者の数を倍増することを目指して、女性が安心して使用できるトイレの設置などの環境整備、建設現場における時差出勤などの出産や子育てをサポートする制度の導入などを打ち出した。この取組みは、物珍しさもあったようで当時マスコミでも大きく取り上げられ、その後の安倍内閣の「女性活躍政策」を先取りするものとなった。

2014年10月には、建設業で働く女性たちの愛称を公募し「けんせつ小町」と決定し、ロゴマークも制作した。今では認知度も高まり、石破総理大臣にもけんせつ小町の活躍を話題にいただいている。女性活躍は社会のトレンドとなり、建設業で働く女性の数は10年前と比べれば大きく伸びてきているが、日建連では、女性活躍の口火を切ったものとして、建設業における女性の活躍になお一層積極的に取り組まなければならない。



ハ) 多様な人材が活躍できる環境構築

目標 多様な人材から選ばれるために快適にイキイキと働ける環境にする。

- a. 技能と経験を備えた**高齢者の登録制度**を設け、指導員として積極的に活躍してもらう。
- b. 即戦力として期待される**退職自衛官の入職**を国と業界団体等が連携して強力に推進する。
- c. 建設現場への**多様な働き方**（パートタイムなど）の導入を拡大する。
- d. 建設現場における書類関係業務を電子化した上で、**バックオフィス業務に集約**することにより、時間・場所等にとらわれずに作業ができる領域を拡大する。
- e. **DX、ロボット等の新技術の普及**により性別・年齢等を問わず、スムーズかつ快適に作業ができる領域を拡大する。

コラム：CCUSとの連動による「労働者派遣事業」の解禁を

現在、「労働者派遣事業」は原則可能とされ、例外的にネガティブリストという形で建設業を含むわずか5業種が労働者派遣法により禁止されている。

建設業で「労働者派遣事業」が禁止されているのは、重層下請構造において悪質業者による中間搾取のおそれが高いこと等が理由であるが、果たして今後も妥当性をもつのだろうか。

建設業は、時期や地域によって繁閑が生じることが避けられないこともあり、派遣のニーズは高い。また、近年は、働く人の意識も多様化してきて、所属にしばられない働き方を望む人も少なくない。実際、建設現場では、技能労働者の派遣は禁止されている一方で、禁止対象ではない施工管理員の多くは派遣で担われている。

技能労働者の処遇については、これまで官民を挙げた取組みにより、ここ11年で平均20%程度上昇するなど相当程度改善が進んでいる。さらに、「労務費の基準」が策定されれば、CCUSの技能レベルに応じた賃金の支払いが徹底されていくこととなるであろう。

こうしたことを踏まえると、建設業における派遣の一律禁止は、そろそろ見直してもよいのではないだろうか。少なくともCCUSのレベル評価を受けた技能労働者については、どこで働こうと技能や経験に応じた処遇が確保されることとなるので、派遣の対象としても差し支えないように思えるのだが…。

第4章 すべてのサプライチェーンにおけるWin-Win関係の構築

～「共利」の実現～

(1) 目指す方向性

- 建設工事の請負契約は、発注者との関係で対等な関係にあるとは言い難く、ここ数年の資材価格の高騰等に対して必ずしも十分に価格転嫁ができていない。特に、経営基盤の弱い中小建設業者に深刻な影響が出始めている。2024年の建設業法等の改正により新たな請負契約のルールが導入されたことを契機に、発注者、元請企業、協力会社などそれぞれの関係者でコミュニケーションを促進していく必要がある。
- 今後も技能労働者の減少が見込まれる中、建設業界として、オフィスビル、工場、マンション、インフラ等の堅調な建設需要に持続的に対応していくためには、「けんせつのチカラの強化」(第2章)や「選ばれる産業への変革」(第3章)を推進する基盤として、サプライチェーン全体でWin-Winな関係を構築する必要がある。

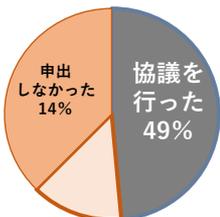
進まない価格転嫁

■半数近くが契約変更条項のない請負契約



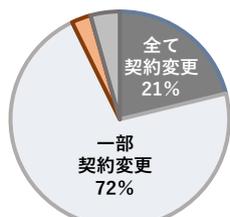
■全てあった ■おおむねあった ■ほとんどなかった ■全てなかった ■元請としての工事はない

■契約変更協議を行うに至るのは5割程度



申出も応じてもらえなかった
14%

■協議を行ったうち、全て変更が行われるのは2割程度にとどまる



出典：2024年12月19日 国土交通省「改正建設業法について」説明資料（日建連一部加工）

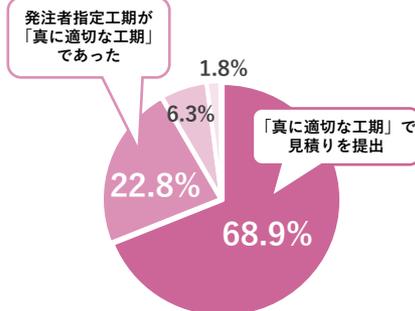
良好なコミュニケーションの例

適正工期確保宣言

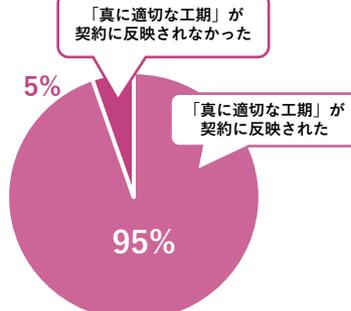
日建連は、2023年7月、特に民間の建築工事を対象として、建設現場の4週8閉所、週40時間稼働を原則とした「真に適切な工期」に基づく見積りなど「適正工期確保宣言」を実施

(2024年度下半期フォローアップ調査結果)

■初回の見積り提出時の状況 (全体2,331件)



■契約時の反映状況 (全体1,582件)



(2) 具体的方策

① 「共利」の実現に向けた当事者の意識変革

長年の慣習ともいえる片務性を払拭し、実質的に対等でWin-Winの契約関係が築かれるよう、発注者・受注者双方に意識改革・行動変容を促す。

イ) 経営層等の意識改革

慣習化した片務的な契約と訣別するために、元請企業の経営層が自ら意識を変え、社内外に、対等な契約関係の構築に向けた**トップメッセージ**を発信する。

また、本来発注者が行うべき業務を受注者が無償で引き受けるなどの慣習を根絶し、すべての業務は有償で行う意識を現場に徹底させる。

ロ) 建設業団体による「法令適正履行宣言」(仮称)の実施

持続的な建設業に向けて、建設業団体において「**法令適正履行宣言**」(仮称)を実施し、会員企業の契約適正化に関する取組みを推進する。

ハ) 民間発注者への積極的な働きかけ

- a. 適正な請負契約の理解促進に役立つ**リーフレット**を建設業団体が作成し、各元請企業が見積等に際して説明する。
- b. 民間発注者団体と建設業団体との間で相互理解を促進するために**定期的に意見交換**を実施する。

二) 民間発注者等の行動変容を促す認証制度等の実施

- a. 民間発注者や受注者の適正契約への取組みを評価する**認証制度**を実施し、一般消費者や投資家等への「見える化」を通じて行動変容を促す。ロゴマークの使用のほか、経済的なインセンティブを付与する。
- b. 建造物等の**表彰制度**において、建造物や施工の優劣だけでなく、契約の内容に関する当事者間のコミュニケーションの状況も評価に加えることにより、民間発注者の行動変容を促す。

ホ) 消費者等への訴求

民間発注者に加え、その顧客である一般消費者等に対しても、行政と建設業団体が連携して、持続的な建設業に関する**戦略的な広報**を行う。

へ) カスタマーハラスメントの根絶

発注者、元請企業、協力会社の対等なパートナーシップの下で、すべての建設業従事者が安心して働ける環境をつくるため、優越的地位を背景とした、カスタマーハラスメント根絶に向けて業界全体でメッセージを発信する。

② 契約リテラシーの向上

請負関係を改善していくために、意識改革に加え、契約リテラシーの向上を進める。

- イ) 日建連で実施している公共工事を対象とした**契約セミナー**を、民間工事分野にも拡大する。
- ロ) 契約関係の**社内研修等**を、各企業において継続的に実施する。
- ハ) 契約知識の見える化、標準化等を目的とした**検定制度**の導入を目指す。

③ 協力会社との「共利」

意欲と能力のある協力会社が存続していけるように、元請企業として積極的に役割を果たす。

- イ) 技能労働者の処遇改善等のため、「可能な分野で原則二次以内を目指す」目標を維持して、施工能力のない不当な中間搾取の排除などの**行き過ぎた重層下請構造の改善**に取り組む。
- ロ) 建設業団体が策定した**下請取引適正化に関する自主行動計画**に基づく会員企業の取組みを推進する。
- ハ) 国、建設業団体、元請企業等がそれぞれの立場で**事業承継等を支援**する。

④ 公共発注者の率先垂範

建設業をめぐる諸課題の解決に向けて、公共工事における受発注者間のコミュニケーションを一層促進するとともに、公共工事の発注者には、今後とも、民間工事の模範となるような率先した取組みを期待する。

- イ) 「公共工事標準請負契約約款」が適用される国、地方公共団体その他の公共的な機関には、中央建設業審議会の勧告を踏まえ、同約款の**利用の徹底**を強く要請する。
- ロ) **地方公共団体**や**その他の公共的な機関**の入札契約適正化への取組状況を「見える化」し、遅れている発注機関に対しては、国土交通省等の関係省庁が積極的に関与して底上げをしていくよう働きかける。
- ハ) 働き方改革、担い手の処遇改善、価格転嫁、生産性向上等の建設業をめぐる諸課題の解決のために、引き続き、**国土交通省が先導**して入札契約制度を柔軟に見直していくことを期待する。

⑤ 請負関係の継続的な改善

請負契約の片務性の状況を踏まえ、今後とも、必要な改善を継続的に図っていく。

- イ) 2024年の建設業法等の改正で導入された新たな請負契約のルールをより実効あらしめるための「民間建設工事標準請負契約約款」の早期改正が行われるよう、中央建設業審議会における検討に積極的に参画する。
- ロ) サプライチェーンの出発点となる発注者・受注者間の請負契約の適正化が最重要であることを踏まえつつ、まずは受発注者間、元請下請間等の取引に係る現行制度を確実に運用した上で片務性の改善に必要な規制を検討、提言する。

⑥ 公的機関等の適切な関与

当事者の自助努力が十分に機能しない場合には、公的機関の適切な関与を期待するとともに、第三者機関の活用を促進する。

- イ) 出発点となる発注者・受注者間をはじめとしたサプライチェーン全体の取引の適正化を図るために、**建設Gメン**の積極的な指導等を期待する。
- ロ) 紛争を早期に解決するために、**建設工事紛争審査会**等のADRの活用を促進する。

コラム：日建連の適正工期確保宣言は「独占禁止法上問題となるものではない」

公正取引委員会は、適正工期確保宣言に関する日建連からの相談に対して、HP上で以下の回答を紹介している。

※「独占禁止法に関する相談事例集(令和5年度)について」より

8 事業者団体による週休二日を前提とした工期と費用に基づく初回の見積書を提出すること等の決定及び宣言

(中略)

(2)本件取組は、団体による自主規制の活動であるところ、

ア 会員が、週休二日を前提とした工期と費用に基づく見積書を発注者に提出することや、下請事業者から提出される週休二日を前提とした工期と費用に基づく見積書を尊重することは、工期が長期化し、費用も高くなる可能性があるものの、週休二日を前提とした工期と費用に基づく見積書は、初回の見積書に限られ、それ以降の発注者及び下請事業者との交渉や契約の内容を統一するものではなく、需要者の利益を不当に害するとはいえないこと

イ 一部の会員を差別的に取り扱う内容を含んでおらず、会員間で不当に差別的な内容ではないこと

ウ 建設業における時間外労働上限規制の適用への対応として、国が促している取組内容にも沿ったものであるため、社会公共的な目的に基づく取組であり、当該目的に基づいて合理的に必要とされる範囲内のものであること

エ X連合会は、会員に対して、本件取組の遵守を強制することはしないこと

から、本件取組は、独占禁止法上問題となるものではない。

第Ⅲ部 常に推進すべきこと

建設業は、国民の生活や経済活動を支え、社会に貢献する基幹産業である。

それと同時に、建設業は、サプライチェーンを構成する事業者をはじめ、

従業者、一般消費者、行政、投資家、地域住民など

多くのステークホルダーによって支えられている産業である。

建設業の持続的発展は、こうしたステークホルダーの信頼なしには到底なしえない。

建設業は、そのことを強く自覚し、引き続き、信頼の基盤となる以下の事項に脇を締めて取り組む。

第1章 コンプライアンスの徹底

(1) 各主体によるコンプライアンスの徹底

- 建設業団体をはじめ、元請企業も協力会社も、積み上げてきた建設業に対する期待や信頼は、コンプライアンス違反により簡単に崩れてしまうものであることを銘記し、それぞれの立場で全力でコンプライアンスの徹底に取り組む。

(2) ダンプिंगの排除

- ダンプINGは、それ自体が法令違反であることはもとより、協力会社や技能労働者へのしわ寄せや品質の低下を招き、ひいては建設産業全体を弱体化させることになることを十分踏まえ、建設業界全体で適正価格での受注を徹底する。

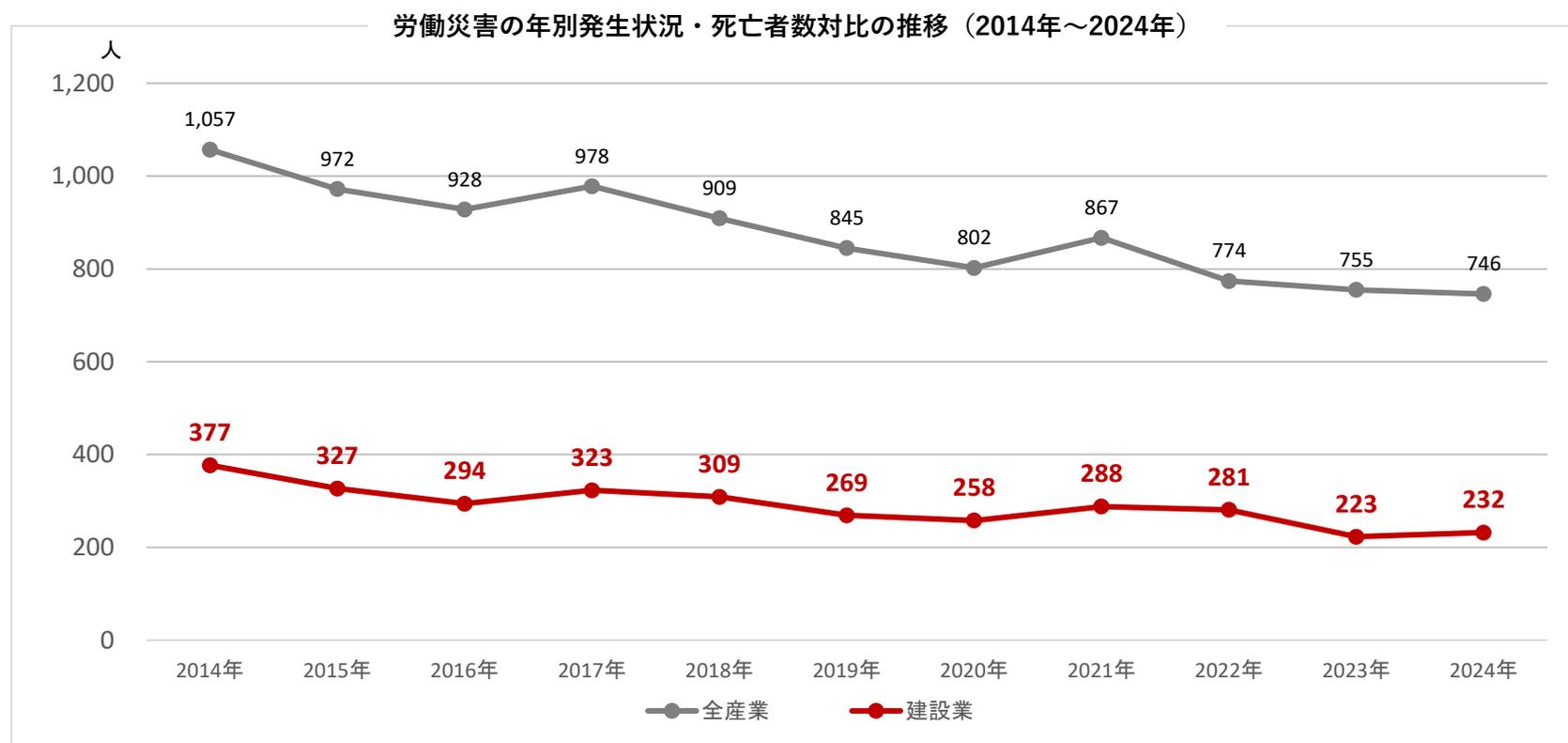
(3) 社会的信頼の獲得

- コンプライアンスの徹底はもとより、公正かつ誠実な企業活動の実践、建設業に関わるすべての人の人権の尊重、社会との共生に関する活動を展開し、建設業に対する社会の信頼を高める。

第2章 安全対策の徹底

(1) 次世代に向けた安全対策の深化

- 業界を挙げた取組みの成果として、建設業における労働災害の発生状況は、長期的に減少傾向にある。引き続き、建設現場では安全が何よりも優先されることを踏まえ、関係法令の遵守徹底、リスクアセスメントの確実な実施、現場パトロール、講習会・研修会の開催等の取組みを継続するとともに、AIなど機械的な制御の導入拡大などの取組みを推進する。



出典：厚生労働省発表資料を基に日建連作成

(2) 外国人労働者の増加に伴う安全確保

- 日本語教育や日本文化研修に加え、外国人に対する安全をはじめとした教育支援ツール（翻訳機、外国語による動画、イラスト・ピクトグラム、外国語での安全標識など）の積極的な活用が重要となる。
- 安全に関するコミュニケーションに齟齬が生じないよう、外国人に寄り添った「やさしい日本語」でのコミュニケーション、日本人による外国語や異文化への理解促進が求められる。
- さらに、日本語能力と労働災害の間に一定の相関があり、日本語能力の向上に効果的な取組みとして、例えば、地域社会との交流や日本文化を学ぶ機会の創出などがあげられる。

(3) 健康管理の推進

- 建設現場では屋外作業が多く、熱中症リスクが高い。地球温暖化による猛暑の常態化を受け、休憩の確保、作業時間の調整、作業環境の改善、健康管理、予防教育、緊急時の対応体制など、従来の対策を引き続き徹底することが重要である。さらに、熱中症による重篤化を防止するため、「報告体制の整備」、「実施手順の作成」および「関係者への周知」などが求められる。
- 2020年から約3年間猛威を振るった新型コロナウイルスを経て、感染症対策の重要性も再認識されており、今後もパンデミックに的確に対応できるよう準備をしておかなければならない。
- また、建設現場で活躍する高齢の技能労働者は、体力の低下や持病のリスクが高まっている。定期的な健康診断や作業負荷の軽減、職場環境の改善など、計画的な健康管理が必要である。

(4) 契約の適正化の推進

- 適正な請負代金や工期で請負契約が締結されないと、適正な施工が確保されず、労働災害や公衆災害等の発生につながるおそれがあることから、契約の適正化に努める。

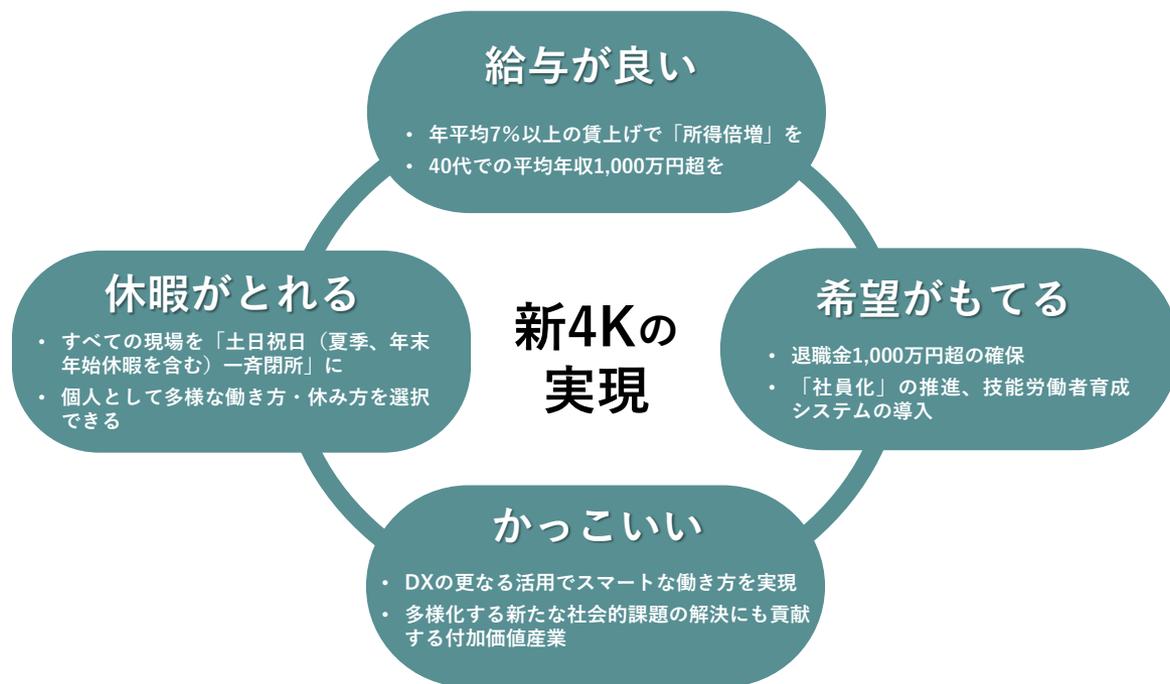
第3章 建設業の魅力の発信

(1) 建設業の本来の魅力の積極的な発信

- ・ 建設業は、本来、モノづくりの楽しさ・醍醐味が味わえ、社会貢献性があり、将来性もある夢のある産業であるが、若い世代、女性、外国人等から選ばれる産業となっていくためには総合的な取組みが必要である。
- ・ まずは「建設業の本来の魅力」を再定義した上で、積極的に打って出ていくことが重要である。
- ・ 魅力の発信については、日建連の活動だけではなく、各会員企業が日常の広報活動の中で積極的に行うとともに、他の建設業団体や行政機関等とも連携し、業界全体での取組みとして展開していく。

(2) 新4Kの効果的訴求

- ・ 新3K（給与が良い、休暇がとれる、希望がもてる）において異次元の処遇改善を図りながら、4つ目のKである「カッコいい」を追求していかなければならない。
- ・ そのためには、「DXを活用したスマートな働き方の実現」や「多様化する新たな社会的課題の解決への貢献」が重要である。
- ・ その上で、戦略的な広報戦略として、これからは、現場見学会等によるリアルな発信に加え、YouTubeやInstagram、TikTokなどのソーシャルメディアを積極的に活用した発信力が不可欠となる。



< 総合企画委員会 >

2025年7月時点

| | | | |
|-----|--------|----------------|-----------------------------------|
| 委員長 | 井上 和幸 | 清水建設 | 代表取締役会長 |
| 委員 | 伊藤 理仁 | 青木あすなろ建設 | 専務執行役員建築事業本部長 |
| 委員 | 村上 栄作 | あおみ建設 | 取締役常務執行役員管理本部長 |
| 委員 | 小田嶋 勝利 | 浅沼組 | 常務執行役員東京本店長 |
| 委員 | 吉柳 斉 | 安藤・間 | 執行役員経営戦略本部長 |
| 委員 | 森田 康夫 | 大林組 | 副社長執行役員 建築本部長 兼 安全本部長 兼 環境経営統括室担当 |
| 委員 | 金重 昌宏 | 奥村組 | 代表取締役専務執行役員 営業本部長 |
| 委員 | 勝見 剛 | 鹿島建設 | 取締役副社長執行役員 総務管理本部長 |
| 委員 | 谷口 弘恭 | 熊谷組 | 取締役専務執行役員管理本部長 |
| 委員 | 近藤 廉正 | 鴻池組 | 常務執行役員 土木事業総轄本部 土木営業本部長 |
| 委員 | 山下 朋之 | 五洋建設 | 代表取締役兼執行役員副社長経営管理本部長 |
| 委員 | 金子 慶仙 | 佐藤工業 | 取締役専務執行役員管理本部長 |
| 委員 | 東 佳樹 | 清水建設 | 代表取締役専務執行役員 |
| 委員 | 畠山 正光 | 西武建設 | 取締役執行役員土木事業部長 |
| 委員 | 浅上 正隆 | 銭高組 | 専務役員 総合企画部統轄部長 |
| 委員 | 羽場 幸男 | 大成建設 | 常務執行役員社長室長兼新事業企画部長 |
| 委員 | 村田 一郎 | 大鉄工業 | 取締役兼常務執行役員土木本部長 |
| 委員 | 則近 肇 | 大日本土木 | 執行役員経営企画部長兼情報システム部長 |
| 委員 | 澤村 幸寛 | 高松建設 | 常務執行役員本社安全品質監理統括本部長 |
| 委員 | 磯野 正智 | 竹中工務店 | 専務執行役員 |
| 委員 | 川崎 哲人 | 竹中土木 | 常務執行役員 |
| 委員 | 東海林 直人 | 鉄建建設 | 代表取締役副社長 |
| 委員 | 木村 章 | 東亜建設工業 | 執行役員 経営管理本部 副本部長 |
| 委員 | 久田 浩司 | 東急建設 | 常務執行役員経営戦略本部長 |
| 委員 | 郡司島 尚 | 東洋建設 | 取締役専務執行役員コーポレート部門財務経理グループ担当役員 |
| 委員 | 曾根原 努 | 戸田建設 | 執行役員副社長 建築事業本部長 |
| 委員 | 巖田 陽一 | 飛鳥建設 | 執行役員 管理本部長 |
| 委員 | 瀨崎 伸介 | 西松建設 | 取締役 常務執行役員 経営戦略室長 |
| 委員 | 山縣 裕 | NIPPO | 取締役 常務執行役員 |
| 委員 | 大西 暁子 | 日本国土開発 | 執行役員CFO(管理・戦略管掌) サステナビリティ経営本部長 |
| 委員 | 武田 文孝 | 橋本店 | 代表取締役社長 |
| 委員 | 浅野 武彦 | 長谷工コーポレーション | 執行役員 経営管理部門 経営企画・秘書担当 |
| 委員 | 岩崎 信樹 | ピーエス・コンストラクション | 取締役常務執行役員管理本部長 |
| 委員 | 宮本 具幸 | フジタ | 経営改革統括部長 |
| 委員 | 河崎 和明 | 不動テトラ | 執行役員副社長 |
| 委員 | 東山 基 | 前田建設工業 | 専務執行役員経営革新本部長 |
| 委員 | 由井 孝 | 三井住友建設 | 取締役常務執行役員 経営企画本部長 |
| 委員 | 佐藤 尚文 | 村本建設 | 常務執行役員 営業本部統括部長 |
| 委員 | 村崎 善道 | りんかい日産建設 | 取締役専務執行役員管理本部長 |
| 委員 | 中村 誠 | 若築建設 | 取締役兼常務執行役員経営管理部門長 |

< 総合企画委員会・政策部会 >

2025年7月時点

| | | | |
|-----|--------|-------------|---------------------|
| 部会長 | 東 佳樹 | 清水建設 | 代表取締役専務執行役員 |
| 委員 | 吉柳 齊 | 安藤・間 | 執行役員経営戦略本部長 |
| 委員 | 山口 洋平 | 大林組 | 営業総本部担任副本部長 営業企画室長 |
| 委員 | 高林 宏隆 | 鹿島建設 | 常務執行役員 経営企画部長 |
| 委員 | 清水 直博 | 熊谷組 | 執行役員経営戦略本部長 |
| 委員 | 羽田 晃 | 五洋建設 | 経営管理本部経営企画部長 |
| 委員 | 吉田 直矢 | 清水建設 | コーポレート企画室政策渉外部副部長 |
| 委員 | 清水 裕喜 | 銭高組 | 総合企画部長 |
| 委員 | 浅野 弘志 | 大成建設 | 社長室経営企画部長 |
| 委員 | 岡田 恒明 | 竹中工務店 | 経営企画室長 |
| 委員 | 川崎 哲人 | 竹中土木 | 常務執行役員 |
| 委員 | 木村 章 | 東亜建設工業 | 執行役員 経営管理本部 副本部長 |
| 委員 | 津雲 健一 | 戸田建設 | 経営企画室長 |
| 委員 | 薄 純一 | 西松建設 | 執行役員 経営戦略室 副室長 |
| 委員 | 新玉 克也 | NIPPO | 企画部長 |
| 委員 | 料治 俊一郎 | 長谷工コーポレーション | 理事 経営管理部門 経営企画・秘書担当 |
| 委員 | 宮本 具幸 | フジタ | 経営改革統括部長 |
| 委員 | 綿鍋 宏和 | 前田建設工業 | 経営革新本部総合企画部 部長 |

<新長期ビジョン検討ワーキンググループ>

※役職は、2024年12月当時による

| WG統括 | 藤本 聡 | 清水建設 | コーポレート企画室副室長 |
|--------------------|--------|-------------|-----------------------------|
| 第1ワーキンググループ | | | |
| 座長 | 鈴木 洋介 | 大成建設 | 社長室経営企画部経営計画室長 |
| 委員 | 堀口 雄介 | 安藤・間 | 経営戦略本部経営企画部企画グループ長 |
| 委員 | 吉永 亮一 | 大成建設 | 社長室経営企画部経営計画室次長 |
| 委員 | 仁科 勇祐 | 大成建設 | 社長室経営企画部調査室主任 |
| 委員 | 井本 優 | 竹中土木 | 経営企画室副室長 |
| 委員 | 久保 皓平 | 東亜建設工業 | 経営企画本部経営企画部課長 |
| 第2ワーキンググループ | | | |
| 座長 | 加賀美 久晴 | 大林組 | 本社営業総本部営業企画室担当部長 |
| 委員 | 荒牧 泰幸 | 大林組 | 本社建築本部部長室生産企画部部長 |
| 委員 | 新田 兼也 | 清水建設 | コーポレート企画室経営企画部主査 |
| 委員 | 田中 義隆 | 銭高組 | 総合企画部 |
| 委員 | 藤井 猛 | フジタ | 経営改革統括部経営改革推進部部長 |
| 委員 | 南 健太郎 | 前田建設工業 | 経営革新本部総合企画部経営企画グループ兼戦略グループ長 |
| 第3ワーキンググループ | | | |
| 座長 | 吉田 幸司 | 鹿島建設 | 経営企画部コーポレート企画室長 |
| 委員 | 本田 智士 | 鹿島建設 | 経営企画部コーポレート企画室課長代理 |
| 委員 | 工藤 守 | 熊谷組 | 経営戦略本部経営企画部部長 |
| 委員 | 栗原 洋基 | 戸田建設 | 本社コーポレート本部総合企画部企画1課課長 |
| 委員 | 加藤 豊 | 西松建設 | 人財戦略室人財企画部部長 |
| 委員 | 早川 峻介 | 長谷工コーポレーション | 経営管理部門経営企画部 |
| 第4ワーキンググループ | | | |
| 座長 | 青木 利仁 | 竹中工務店 | 経営企画室企画部シニアチーフエキスパート |
| 委員 | 羽田 晃 | 五洋建設 | 経営管理本部経営企画部長 |
| 委員 | 鈴木 隆史 | 戸田建設 | 本社建築事業本部建築DX推進室室長 |
| 委員 | 大磯 義浩 | NIPPO | 企画部副部長 |
| 委員 | 中崎 大樹 | 前田建設工業 | 経営革新本部総合企画部経営企画グループ主査 |

<日本建設業連合会事務局>

2025年7月時点

| | |
|-------|-------|
| 事務総長 | 山本 徳治 |
| 常務理事 | 中原 淳 |
| 常務理事 | 岸 毅明 |
| 常務執行役 | 若鶴 純 |
| 常務執行役 | 中井 博喜 |

| | |
|--------------------|--------|
| 総合調整グループグループマネージャー | 馬場 典恒 |
| 総合調整グループ参事 | 河合 一宏 |
| 総合調整グループ参事 | 米倉 英明 |
| 総合調整グループ参事 | 塚越 昌宏 |
| 総合調整グループ参事 | 白井 宏和 |
| 総合調整グループ副参事 | 遠藤 真理子 |
| 総合調整グループ副参事 | 津久井 智之 |
| 総合調整グループ副参事 | 杉山 晴彦 |